

第2号様式(第12条関係)

平成30年度第1回大和市街づくり推進会議 会議要旨

1 日時 平成30年6月1日(金) 14時00分～16時00分

2 場所 大和市役所 本庁舎5階第5会議室

3 出席者 8名

4 傍聴人数 1名

5 報告

○今年度の予定について

議題

○平成30年度街づくり啓発事業について

6 会議資料

①次第

②平成30年度大和市街づくり推進会議の予定

③平成30年度 街づくり啓発事業について(案)

④平成29年度街づくり学校専修コースでの街づくりイベント案

⑤大和市街づくり賞受賞事例一覧

⑥平成29年度 第20回 大和市街づくり賞 受賞事例紹介

⑦平成29年度 大和市街づくり年次報告書

■平成 30 年度 第 1 回 大和市街づくり推進会議 会議録■

[会議名称] 平成 30 年度 第 1 回 大和市街づくり推進会議

[開催日時] 平成 30 年 6 月 1 日(金)14 時 00 分～16 時 00 分

[開催場所] 大和市役所本庁舎 5 階 第 5 会議室

[出席委員] 8 名(欠席：4 名)

[出席] 饗庭 伸／杉崎 和久／河村 奨／菅 孝能／江村 郁子／星野 澄佳／山田 俊明／須賀 良二

[欠席] 黒石 いずみ／松本 久美／仲村 邦弘／宇津木 朋子

[事務局] 5 名(街づくり計画部長、街づくり推進課長、街づくり推進担当 3 名)

[担当課] 街づくり計画部 街づくり推進課 TEL. 046-260-5483

[傍聴者] 1 名

[公開状況] 公開

I. 会議次第

1. 開会
2. 報告
○今年度の予定について
3. 議題
○平成 30 年度街づくり啓発事業について
4. その他
○平成 29 年度街づくり年次報告書について
5. 閉会

II. 内容

1. 開会

2. 報告

○今年度の予定について

質疑応答(○…委員 ▼…市)

▼(今年度の予定について説明。)

▼(大和市都市計画マスタープラン(以下「都市マス」とする。)改定について、推進会議に報告し、意見を伺う旨説明。)

○ご意見等あればお伺いするが、何かあるか。(なし)

3. 議題

○平成 30 年度街づくり啓発事業について

質疑応答(○…委員 ▼…市)

▼(平成 30 年度街づくり啓発事業について説明。)

○何かご意見等はあるか。

○街づくり推進会議(以下「推進会議」とする。)の役割・機能について確認したい。この会議にはどのような役割が求められ、どのようなことができるのか。例えば、昨年度も話題に挙がったが、ポスターや冊子などのデザインについて意見を言えば良いのか。昨年大和市を少し回っただけでも、もっとこうしたら良いのと思える部分があるか、それを推進会議でどうすれば街づくりという結果にコミットできるのかを知りたい。

▼今年度は、事務局から提示したことについて、意見を伺うことが主になる。昨年度、街づくり啓発事業(以下「啓発事業」とする。)について街づくりサポーター(以下「サポーター」とする。)から提案されたものがあるので、そちらで主体的に取り組み、推進会議には経過を逐次報告し、ご意見を伺っていく。

▼推進会議の役割は、みんなの街づくり条例(以下「街づくり条例」)で位置付けられているが、その全てが毎回求められているわけではない。昨年度の街づくり賞については、表彰に際し、推進会議の意見を聴くと明確化されているため、皆様にご選考いただいた次第である。昨年度の大和駅第 4 地区市街地再開発事業の事後評価など街づくり条例に掲載されていない街づくりに関することについてご意見もお伺いすることもあり、今年度は都市マス改定に対してご意見をお伺いする予定ということである。

○街並みや資料のデザインについて気付いたことについて、効率的にフィードバックする方法は何かないのか。また、街づくり賞のポスターやチラシがホームページにないが、ネットに最適化させるべきである。

▼推進会議の所掌事務は大きく分けて 3 つあり、まず街づくり条例に関する意見・審議、次に屋外広告物に関する意見・審議、そして最後に景観形成に関する意見・審議である。資料がネットに最適化されていないというご意見があったが、その点については、情報化社会に対応した街づくりを進めていく上で必要なものであり、検討していきたい。

○街歩きをして気付いたことがあっても、それをフィードバックする場所がないというご意見と、資料などデザインに関するご意見だと思う。

○資料の作り方や見せ方に関する市職員向けの講習はないのか。そういうものが必要だと思う。

▼職員向けの講習や研修、庁内資料作成のガイドラインは特にない。ホームページの作成については、庁内統一フォーマットであり、街づくり推進課のみ別のデザインにすることはできない。

○同じフォーマットであったとしても、文章の書き方やレイアウト、画像の使い方については工夫できると思う。デザインを監修する部署はないのか。

▼デザイン監修部署はなく、担当者のセンスに委ねられている。

○この場で提案するような内容ではないと思うが、組織や仕組み自体を変えることはできないか。

○横浜市や世田谷区では、都市デザイン室という部署があり、民間デザイナーが非常勤顧問として入り、市の計画や刊行物を監修している。大和市でも同様のことができないのかというご意見であると思う。

予算や人事など難しい問題ではあると思うが。

- 予算の制約があると言っても、街づくり賞のパンフレット程度のものであれば、委託したとしても何十万円もかかるものではないと思う。デザイン及び資料作りを監修する部署や人材はいた方が良い。予算がネックなのか、それとも他に何か要因があるのか。試しに一度委託して製作してみてもどうか。
- デザインについては、ボランティア価格でやって下さる方もいる。デザインに長けた方がサポーターの中にいればベストである。啓発事業については、どうしたら人が参加してくれるのか、物やお金が動くのか議論したい。しかし、それ以前に議論の前提として、我々や市がどのように街づくりに携わっていくべきなのかについて共通認識を持つ必要がある。そして、これまでを振り返ると、街づくりであるためハード面では美しいものや美観を形成するものかという観点が必要で、ソフト面では人や自然と有機的に関わる活動であるかといった観点が必要であるという結論になったと思うが、ハード、ソフト両方の側面から考えていかないと難しい。
- 街並みについての話があり、屋外広告物条例と景観条例については、これまで全く関与していないが良いのか。
- ▼神奈川県屋外広告物条例の改正があったことに加えて、市条例の制定から時間も経っていることから、必要に応じて来年度以降条例の見直しを検討していく。見直しの際には、推進会議にご意見をお伺いする。
- 推進会議について、景観条例の第何条に記載があるか。
- ▼第4条、第14条、第15条第3項、第22条第3項に記載がある。
- 昨年まで街づくり表彰を20回やってきたが、景観重要建造物や景観重要樹木（第14条）に指定はされていないということか。
- ▼そうである。
- 景観重要建造物に指定して欲しいと要望してくる市民や団体はいないのか。推進会議の方から指定について提案していくものなのか。景観審議会は存在するのか。
- ▼景観審議会はない。基本的にはある程度指定する地区を選んだ上で、推進会議に意見を伺うことになると思う。
- 屋外広告物条例についても同じか。屋外広告物は主に規制するものであり、申請されたものに許可基準上疑義があった場合に、推進会議が判断をするのだと思うが、屋外広告物条例において、推進会議が関係しているのは何条か。
- ▼第29条である。
- 適用除外の特例（第9条第1項）とあるが、許可基準を越えていても、景観上優れていれば認められるということである。
- 適用除外の特例について、許可基準を超えるものがあつた際の判断及び許可基準に著しく反するが景観上優れており例外的に許容しても良いのではという判断は推進会議の仕事だと思うが、そもそも会議に諮る必要があるものが特になんかということか。
- ▼そうである。
- 広告景観形成地区の指定はないのか。
- ▼今のところない。
- 街づくりを頑張った人や組織が、屋外広告物の適用除外や景観重要建造物の指定を受けようとなつて、

指定するのは良いが、そういうのもなかったということか。

▼これまでにはなかった。

▼屋外広告物に関しては、窓口業務や除却業務が中心であり、それ以外の政策的なことには取り組めていないのが現状である。

○今回の件は、問題提起ということにさせていただく。

○条例制定時に合わせて都市計画で景観地区(地域地区)に指定するとかそういったことはなかったのか。そもそも広告景観形成地区を盛り込んだのは、それを想定する場所があったからではないのか。

▼景観地区の指定まではない。

○条例制定時に、広告景観形成地区を想定している場所について議員は何も言わなかったのか。

○議員立法ではないと思う。

▼議員立法ではなく、行政立法である。

○立法の手段として、予めモデル地区を仕込んでおき、この地区を想定して制度に盛り込むことがよくあるが、広告景観形成地区についてはそうではないということか。

▼仰るとおり、モデル地区を想定して立法することもあれば、近隣市町の事例を調査し、将来を踏まえて色々な事態に対応できるように、先に制度を整えておくこともある。

○使えるものは使った方がよい。屋外広告物は、市民にとっても身近であるため、議論できれば楽しくて盛り上がり、良いものが作れていくと思う。

○屋外広告物を今年度の街づくり啓発事業の内容にしたらどうか。

○既成市街地よりも、内山地区など新しいまちを舞台に選んで一から作っていく方がよいと思う。

○屋外広告物の変更は、建物の建替えほど一大事ではないため、既成市街地でも問題さなそうに思える。本題に戻るが、今年度の啓発事業は屋外広告物についてでも良いか。

○屋外広告物についてサポーターに説明し、サポーターが活動するようにすれば良い。

○他に何かご意見等はあるか。

○推進会議の活動は能動的というより受動的なものが主であり、受動的になるのは実務上仕方がないと思っている。一方で、委員の中にも街づくりに対して思うことがあり、能動的に意見を述べ提案していきたいという方もいると思う。時間の制約上難しいことだとは思いますが、そういったことができると思う。そして、年次報告書を見ると、最初に土地の使い方や建物の建て方といった街づくりのルールが書いてあるが、こうした資料に基づいて何か意見を求められても、どのような観点から意見を言えば良いのか分からない。昨年度は街づくり賞の選考をしたが、街づくりのルールという大枠的なことについては何も関与していない。単に個人的な美化・文化活動について審査しただけで、条例に基づく政策的な意見を出すこととは役割の次元が異なる。できることと実際にやっていることにギャップがあり、どうすれば良いのか分からない。

○ギャップがあるというご意見であった。まず、都市マスの改定は都市計画審議会(以下「都計審」とする。)で審議するものであり、推進会議で審議するものではない。一度、都計審と都市マスについて説明して欲しい。

▼(都計審の役割及び都市マスの概要を踏まえて、推進会議の役割を説明。)

▼年次報告書の表紙の次のページに、総合計画等との関連性が記載されている。市の基本的方針を示した総合計画があり、その内の土地利用の方針を具現化したのが都市マスであって、その都市マスを実現す

るために街づくり条例がある。基本的には街づくりのルール作りについて記述されており、市は街づくり組織設立やルール作りの支援をすることになっている。そこで、地域の街づくりの課題を認識してもらい、その課題解決のための組織を立ち上げたり、ルールを作ったりする契機となるよう街づくり啓発事業を行っている。金銭的・技術的支援以外の啓発手段として街づくり賞があり、本来であれば土地の使い方や建物の建て方の観点から評価すべきであるが、昨年度は、広く募集する目的もあって、現に成果が出ているものに限らず、将来的な街づくりに好影響をもたらすようなものや地味ではあるが地域に役立っているものも表彰の対象にした方が良いとの意見をいただいた。結果として、委員のご指摘のとおり、文化的側面の審査もすることになった。しかし、土地の使い方や建物の建て方といったハード面のものだけに対象を限定してしまうと、市民には取っ付きづらい。街づくりに興味を持ってもらうという目的からすると、街づくりというハード面から掛け離れてしまう部分はあると思う。

○掛け離れてはいないと思う。街づくり条例第1条で「市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進する」ことが目的として謳われ、第2条では「身近な生活の場でのつながり又は歴史的、文化的及び地理的につながり」、第3条では「誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して」と書かれており、文化的なものもこの条例の目的の中に入っていると思う。そういった文化的なものもあって初めて地区計画や建築協定といったハードにつながっていくものだと考えている。

○我々の活動は街づくり条例とそれほど掛け離れているものではないというご意見であった。今年度の予定として都市マスの改定についての意見を聴くとあったが、どの程度の意見を言えば良いのか。おそらく、推進会議の意見を聴いて改定案を作成し、都計審に諮るという形だとは思いますが。

▼都市マス改定から約10年が経ち、ゼロから新たに作るのか、既存をベースに見直すのかは決まっていない。現在、総合計画の見直しをしており、それに合わせて都市マスの見直しをしていくことになる。委員の仰ったような、推進会議の意見を聴いて改定案を作成し、都計審に諮るという進め方になるかどうかは分からない。

○都計審では、都市マスの細かいことまで議論はしないと思うが、具体的な議論はどこで行うのか。推進会議はどういう役割を期待されているのか。担当部署で改定案を作成するに際し、推進会議の意見も聴いておこうという程度のものか。

○近年のマンションの林立により小学校の児童数が一杯で入学を断られ困っているという声を聞くが、そういったことに対する意見でも良いのか。

○いずれにせよ、同じ部内で改定作業をしているということなので、上手く連携できるようにしてほしい。

▼最近になって、担当部署から2年かけて都市マス改定作業をしていくという話をされたばかりで、とりあえず推進会議の予定に入れさせていただいた次第である。担当部署としても、具体的にどう改定作業を進めていくかについては決まっていない。ただ、先ほどのご意見を踏まえて、推進会議の意見が何らかの形で反映されるよう、担当部署への働きかけは行っていきたい。

○推進会議として意見を出す以上、提出された案に対してその場で議論するだけではなく、時間をしっかりと作って担当部署に確認・調査をする必要があると思う。他に何かご意見はあるか。

○街づくり条例はやはりハード面が主体になっていると思う。文化交流などのソフト面の記述が足りないので、時代に合わせて条例を変えていく必要があると思う。

- 都市マスは専らハード面が主体であり、街づくり条例も現時点ではハード面が主体であるが、今後はソフト面を重視していくということであれば分かりやすい。都市マスには都市デザインやサイン計画に関する記述は一切なく、街づくり条例デザインについての話は一切出てこないため、街づくり条例でソフト面からの街づくりにつなげていければと思う。
- 街づくり条例は、あくまでもハード面が主体としつつソフト面もカバーするというものであって、ハード面、ソフト面と関係なく広いまちづくりを対象としているものではないという認識であったが、はっきりさせておく必要がある。
- ▼都市マスでは、道路などの都市施設の整備をハード面、ルール作りをソフト面と捉えており、ソフト面であるルール作りの部分を街づくり条例が担っている。
- 街づくり条例がルール作りというソフト面を担っているということであれば納得した。
- 景観条例や屋外広告物条例をフルに活用できていないため、都市マスとどのような関係にあるのかを整理しておいて欲しい。活用できるものは活用すべきである。他に何かあるか。
- 啓発事業について、何を啓発したいのかを明確化して欲しい。
- ▼昨年度、啓発事業について色々な方からご提案をいただき、その中で事業化できるものについては取り組んでいくべきだと考えている。啓発事業としては、継続性があり、サポーターの方が主体となって取り組めるものと考えていきたい。
- ▼昨年ご提案いただいた案をもとに啓発事業を検討し、今年度予算で実施できれば今年度から実施し、今年度の実施が難しいようであれば来年度以降の実施に向けて予算要求をしていく。
- 具体的にどのように事業化まで進めようと考えているのか。昨年度サポーターで案を考えた時に、自分の意見がベストであって、他人の意見は取り入れない雰囲気があった。そのような状況で上手く話が進むのか心配である。
- ▼サポーター以外に街づくり学校受講者からご提案いただいた案も踏まえた上で、継続性やサポーターのノウハウ活用という観点からすると、街づくり賞事例探索ツアー（以下「事例探索ツアー」とする。）が良いのではないかと考えている。いずれにせよ、サポーターに市の考えを説明してご理解いただいた上で進めてきたい。
- 啓発事業とは誰が啓発するのものなのか。市なのか、市民なのか。昨年市民が提案したアイデアをもとに市が啓発事業を行うのか、それとも市民に啓発活動をしてもらい、市はそれを支援する形で携わるのか。
- ▼年次報告書 12 ページにもあるように、サポーター制度は、街づくり事業の運営のお手伝いをしていただく制度であり、今年度の啓発事業についてはサポーターが主体となって考えていただきたい。ただ、実際は時間が限られていることもあり、市で事業案をある程度作成しておき、サポーターの意見をもとに進めていくことにはなるとは思う。
- 今度サポーターの集いが開催されると思うが、その時に市としては事例探索ツアーを中心に考えていて、サポーターには協力をお願いしたいと要請しても良いと思う。事例探索ツアーを提案したグループメンバーには集いに参加してもらうよう依頼した方が良い。
- 懸念事項が一つある。サポーターとは、市をサポートする者であって、市をサポートする者ではない。サポーターの中には後者のつもりで参加している人もいると思うので、誤解がないようにしてもらいたい。

○サポーターにも様々な考えを持っている方がおり、市をサポートしたいという意識の高い人もいれば、単に街づくりについて勉強するつもりで参加している人もいます。そのため、サポーターが主体となって事業をやるとなった時には、その点についての配慮が必要である。

○他に何かご意見はあるか。(なし)

4. その他

○平成 29 年度街づくり年次報告書について

質疑応答(○…委員 ▼…市)

▼(主な変更点である下福田地区地区計画、街づくり学校及び街づくり賞について説明。)

○ご質問あればお伺いするが、何かあるか。(なし)

5. 閉会

以上